

## 独立行政法人航空大学校契約監視委員会設置要領

空 大 会 第 196 号

平成 21 年 12 月 9 日

### (目的)

第1条 この要領は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日付け閣議決定）の趣旨を踏まえ、入札及び契約の手続等の透明性を確保し、公正な競争を促進するため、独立行政法人航空大学校契約監視委員会（以下「委員会」という。）の組織、委員、会議等に関して必要な事項を定めるものとする。

### (委員会の事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 独立行政法人航空大学校（以下「航空大学校」という。）が締結した契約（予定価格が工事、物品等製造契約は250万円、物品等購入契約は160万円、物件賃貸契約は80万円、その他役務契約は100万円以下のもの及び収入原因契約のものを除く。）に関し、入札及び契約手続の運用状況、指名停止の運用状況並びに談合情報への対応状況について報告を受けること。
- (2) (1)の報告を受けて、委員会が抽出したものに関し、一般競争入札参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯並びに以下に掲げる事項等について審議を行うとともに、契約のあり方等について意見の具申又は勧告を行うこと。
  - ① 競争性のない随意契約を継続しているものについて、随意契約事由が妥当であるか、契約価格が他の取引実例等に照らして妥当となっているか。
  - ② 契約が一般競争入札等による場合であっても、真に競争性が確保されているといえるか。
  - ③ 一者応札・応募となっている案件については、以下のような観点から十分な改善が行われているか。
    - 仕様書内容の見直し
    - 入札参加要件の緩和
    - 公告期間の十分な確保
    - 業務等準備期間の確保
    - 契約情報提供の充実
    - 電子入札システムの導入
    - 一者応札・一者応募案件の事後点検体制の整備
    - その他必要な事項

(委員会の組織及び任期)

第3条 委員は、監事並びに公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審議その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、理事長が委嘱する者（以下「外部委員」という。）。

- 2 委員会は、監事及び外部委員3人以上で組織する。
- 3 外部委員の任期は、1年以内とする。ただし、外部委員が欠けた場合における補欠の外部委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 外部委員は、再任されることができる。
- 5 外部委員は、非常勤とする。
- 6 外部委員の氏名及び職業は、公表する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故等があり、委員会に出席することができないときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職を代理する。

(定例会議等)

第5条 第2条（1）及び（2）の事務に係る会議（以下「定例会議」という。）は、原則として年1回以上開催する。

- 2 定例会議（以下「会議」という。）は非公開とし、会議の議事の概要はこれを公表する。
- 3 会議は、委員総数の過半数の出席がなければ、開催することができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の多数決をもって決し、可否同数のときは、委員長（第4条3に規定する者を含む。）が決するところによる。

(抽出の委任)

第6条 委員会は、第2条（2）の抽出に関する事務を、あらかじめ指定した委員（2において「抽出委員」という。）に委任する。

- 2 抽出委員は、定例会議において、自らの行った抽出結果の報告を行わなければならない。

(意見の具申又は勧告)

第7条 委員会は、第2条（1）及び（2）の事務に関し、報告の内容又は審議した対象契約に係る理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、必要な範囲で、理事長に対し意見の具申又は勧告を行うことができるものとする。

- 2 委員会は、1の意見の具申又は勧告を行った場合には、公表する。

(外部委員になることができない者)

第8条 航空大学校と取引関係のある営利企業と密接な関係にある者は、外部委員になることができない。

(委員の除斥)

第9条 委員は、第2条(2)の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(守秘義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の庶務)

第11条 委員会の庶務は、事務局会計課が処理する。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成21年12月9日から施行する。